

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構  
不正行為への対応に関する規程

2023年12月28日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構（以下「機構」という。）が実施する URA スキル認定制度における研修及び認定審査において、研修規程第6条及び認定審査規程第8条における「不正行為に対する措置」の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(不正行為の受付)

第2条 機構は、不正行為の通報を受付けるため、事務局に受付窓口を設置する。  
2 不正行為の通報は、電子メール（以下「電磁的方法」という。）にて受付窓口に行うものとする。匿名又は顕名は問わない。

(不正行為への対応)

第3条 機構は、前条に定める不正行為の通報又は機構の職員から不正行為が行われたと思料する旨の報告（以下「不正行為の通報等」という。）があった場合は、次のように対応する。

- (1) 事務局は、不正行為の通報等があった旨を、機構長に報告するとともに、不正行為が研修に関わるものである場合は研修委員会に、認定審査に関わるものである場合は認定委員会に、不正行為の通報等の内容（以下「通報内容」という。）を通知する。ただし、事実誤認等明らかな誤り又は通報内容に意図的な虚偽があると認められるものについては、この限りではない。
  - (2) 研修委員会又は認定委員会は、通報内容の真偽の判定を行い、その結果を事業運営会議に報告する。
  - (3) 事業運営会議は、研修委員会又は認定委員会からの報告に基づき、不正行為の認否を決し、機構長に報告する。
  - (4) 不正行為が認定された場合、機構長は研修規程第6条又は認定審査規程第8条における措置に加え、第5条に定める措置を実施する。ただし、次条第8項で定める期間は、この限りではない。
- 2 研修委員会及び認定委員会は、通報内容の真偽の判定に必要な範囲で、調査を行うことができる。
- 3 事業運営会議は、不正行為の認否の決定に際し必要な場合は、範囲を指定して研修委員会又は認定委員会に調査を指示することができる。

- 4 前2項の調査について必要な事項は、別に定める。
- 5 機構は、不正行為の通報等を行った者（以下「通報者」という。）に対し、通報内容に関する機構内での取扱い状況及びその結果について報告する義務を負わない。
- 6 機構は、日本国内の法令に照らし刑事告発等が必要だと判断した場合には、国内法に基づき必要な手続きを行うこととする。

（不服申立て）

第4条 機構は、不正行為を行ったと認定した者への不正行為を認定した旨の通知及び当該通知に起因して生ずる当該者との不服申立てに係る手続きについては、書面（電磁的記録を含む。）での通知及び受付（電磁的方法を含む。）で行うことを基本とする。

- 2 機構は、不正行為を行ったと認定した者に対して、次の事項を書面で通知するものとする。ただし、当該者の連絡先が不明の場合は、この限りではない。
  - (1) 当該者が不正行為を行った旨の通報があったこと
  - (2) 不正行為を認定した理由及び研修規程第6条又は認定審査規程第8条及び次条に定める措置を適用すること
  - (3) 前号に定める措置に不服がある場合は、当該者に通知が届いた日の翌日から14日以内に受付窓口宛に不服申立てを行うことができること
  - (4) 前各号に定めるもののほか不服申立てに必要な事項
- 3 前項の通知を受けた者は、当該通知が届いた日の翌日から14日以内に次の各号に定める事項を記載した書面及び資料を添付した上で、受付窓口宛に不服申立てを行うことができる。
  - (1) 不服申立てを行う理由又は前項第2号に定める不正行為を認定した理由に対する意見
  - (2) 前号の理由又は意見を裏付ける資料（書面に限らない。）
  - (3) 前各号に定めるもののほか不服申立てに必要と思料する事項及び資料
- 4 事務局は、不服申立てがあった旨を、機構長に報告するとともに、機構は、直ちに次の各号に定める委員で構成する不正行為検証委員会を立ち上げるものとする。この場合において、不正行為検証委員会の委員長は、不服審査委員会委員長が、不正行為検証委員会の副委員長は、前条第1項第2号に定める通報内容の真偽の判定を行った委員会以外の委員会委員長が務めるものとする。
  - (1) 不服審査委員会委員長及び副委員長
  - (2) 研修委員会委員長及び副委員長
  - (3) 認定委員会委員長及び副委員長
  - (4) その他機構長が必要と認めた者
- 5 不正行為検証委員会は、次の各号に定める資料を用いて、不服申立ての適否を判断し、その結果を事業運営会議に報告するものとする。

- (1) 前条第 1 項第 2 号の通報内容の真偽の判定で用いた資料
  - (2) 第 3 項に基づき提出のあった書面及び資料
  - (3) 前各号に定めるもののほか不服申立ての適否を判断するに必要と思料するもの
- 6 事業運営会議は、不正行為検証委員会からの報告に基づき、不正申立ての適否を決し、機構長の承認を得て不服申立てを行った者に結果を通知する。
- 7 機構は、特段の事情がない限り、第 3 項に定める不服申立ての書面及び資料が受付窓口に到達した日の翌日から 90 日以内に、不服申立てを行った者に結果を通知する。
- 8 機構は、次の各号に定める期間、研修規程第 6 条又は認定審査規程第 8 及び次条に定める措置の適用を停止する。ただし、不正行為を行ったと認定した者に連絡がつかない場合は、前段に定める措置を適用しないものとする。
- (1) 不正行為を行ったと認定した者が不服申立てを行うことができる期間
  - (2) 現に不服申立てが行われている期間
- 9 前各項に定めるもののほか、不服申立てに必要なことは、別に定める。

(不正行為に関する公表)

- 第 5 条 機構は、研修規程第 6 条第 1 項及び認定審査規程第 8 条第 1 項における不正行為の事実が明らかになった場合は、次の各号に掲げる事項であって、明らかになった事項を機構の Web サイト上に公表することとする。ただし、公表することで研修若しくは認定審査の実施又は機構の運営に支障が出る蓋然性が高い場合は、この限りではない。
- (1) 不正行為が明らかになった日及び不正行為が行われた時期
  - (2) 不正行為の内容
  - (3) 不正行為に対する機構の取った措置
  - (4) その他不正行為を防止するために必要となる事項
- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、次の各号に掲げる事項は公表しない。
- (1) 不正行為を行った者及び不正行為に関与した者の氏名、生年月日、住所、メールアドレス、その他当該者を特定しうる情報
  - (2) 不正行為を行った者及び不正行為に関与した者の現在及び過去の所属機関名、その他当該者の所属に関する情報
- 3 第 1 項の規定により公表する期間は、機構の Web サイト上に掲載した日から 3 年程度とする。
- 4 機構は、不正行為に対する措置に関する問合せについて、一切応じない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第 6 条 第 3 条に基づき不正行為の通報、報告、調査及び認定等に関与した者は、通報及び報告があった事実、通報者、通報内容及び関連する情報を他に漏らしてはならない。
- 2 不正行為の通報等に関して知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報保護規

程に基づくものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第7条 機構は、通報者に対し、当該行為を行ったこと自体を理由とし、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、当該者の通報内容に意図的な虚偽が認められる場合は、この限りではない。

2 機構は、不正行為の通報等があったことを理由として、当該通報等の対象となった者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

3 機構は、不服申立てを行ったことを理由として、不服申立てを行った者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(記録の作成・保存)

第8条 機構は、第2条から第5条に至る経緯の記録並びに第6条及び前条に係る態様の記録を作成するとともに、文書保存規程に基づき適切に保存するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、機構長が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2024年1月7日から施行する。